

公益財団法人東京コミュニティー財団

基金管理規程

第1章 総則

第1条（口座の開設）

基金口座は、当該基金の設立に係る審査が完了後、10営業日（ここで「営業日」とは、当該基金の預金口座を開設する金融機関の営業日をいう。以下、本規程内について同じ。）以内に開設するものとする。ただし当財団が必要と認める場合は、審査完了前においても事前に口座を開設できるものとする。

第2条（口座の管理）

基金口座に係る口座預金通帳、キャッシュカード、銀行印は、当財団事務局において管理するものとする。

第3条（口座の収支報告）

基金口座の入出金の状況については、定期的に基金設立者に報告するものとする。報告する頻度については、理事会決議で定めるものとする。

第4条（インターネットバンキングの設定）

基金口座は、必要に応じ、インターネットバンキングの利用設定ができるものとする。当該設定に係る利用手数料その他一切の費用は、各基金口座の負担とする。

第5条（口座情報の掲示）

基金口座の口座情報（銀行名、支店名、口座番号、口座名義）については、当財団の承諾を得て、基金設立者又は助成事業に係る者のホームページ上又は各種のメディア媒体に掲載することができる。

第6条（口座の閉鎖）

基金口座は、以下の事由に該当する場合は、基金の設立者に事前に通知のうえ、当該事由発生後1ヵ月以内に閉鎖することができるものとする。

- ①基金の助成の目的である助成事業のすべてが終了した場合
- ②基金の助成の目的である助成事業が中止された場合
- ③基金の助成の目的である助成事業を遂行する見込みがないと認められる場合
- ④基金口座開設後、助成事業の開始がなく、かつ口座に入出金等がないまま3ヵ月を経過した場合
- ⑤上記の他、基金口座を継続することが著しく不当であると当財団が判断した場合

第2章 管理費

第7条（適用範囲）

本章の次条以降で定める費用に関する規定は、次の各号の全ての条件を満たす基金について適用するものとする。

- ①基金設立予定金額が1000万円以下のもの
- ②当初設立された基金の残高を3年以内に全額助成することを予定するもの

(2) 前項各号のいずれかの条件を満たさない基金については、本章の次条以降の規定を基本としつつ、別途、合理的な管理費を理事会において策定し適用することができるものとする。

第8条（管理費）

当財団は、各基金から管理費を徴収する。

(2) 管理費の金額は、基金拠出金額に10%を乗じた金額とし、基金への入金日の翌日から10営業日以内に各基金口座から徴収するものとする。

第9条（例外規定）

本章の規定に関わらず、理事会においてやむを得ない事情があると認められる場合には、基金から徴収する管理費の金額を別途理事会の決議によって定めることができる。

平成28年10月28日制定

平成28年10月29日施行

令和2年9月2日改定